

千葉海区漁業調整委員会指示第242号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、定置漁業の保護区域を次のとおり定め、この保護区域内においては、まき網漁業を操業してはならない。

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

令和5年7月4日

千葉海区漁業調整委員会
会 長 石井 春人

保護区域の範囲

1 外房（鴨川市から南房総市千倉町に至る地先海面）

次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結ぶ線によって囲まれた区域
ア 台浮子を結ぶ線（以下「基線」という。）の延長線上、前面側の台浮子から前面へ400メートルの点

イ 点アを通り基線の延長線と垂直に交わる線と点ウを通り基線と平行する線との交点

ウ 垣網の最終点（以下「とめ」という。）

エ 点イ及びウを通る線と点オを通り基線の延長線と垂直に交わる線との交点

オ 基線の延長線上、後面側の台浮子から後面へ200メートルの点

カ 点キを通り基線に平行する線と点エ及びオを通る線との交点

キ 突通しの沖側浮子から沖合へ100メートルの点

ク 点イ及びアを通る線と点カ及びキを通る線との交点

ただし、鴨川市磯村地先海面を除き、3月1日から8月31日までの期間においては、次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結ぶ線によって囲まれた区域（定置漁業権者の同意があった場合は、当該同意のあった区域）とする。

ア 基線の延長線上、前面側の台浮子から前面へ1,200メートルの点

イ 点アを通り基線の延長線と垂直に交わる線と点ウを通り基線と平行する線との交点

ウ とめ

エ 点イ及びウを通る線と点オを通り基線の延長線と垂直に交わる線との交点

オ 基線の延長線上、後面側の台浮子から後面へ400メートルの点

カ 点キを通り基線に平行する線と点エ及びオを通る線との交点

キ 突通しの沖側浮子から沖合へ300メートルの点

ク 点イ及びアを通る線と点カ及びキを通る線との交点

2 内房（館山市洲崎から富津市金谷に至る地先海面）

次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結ぶ線によって囲まれた区域

ア 基線の延長線上、前面側の台浮子から前面へ600メートルの点

イ 点アを通り基線の延長線と垂直に交わる線と点ウを通り基線と平行する線との交点

ウ とめ

エ 点イ及びウを通る線と点オを通り基線の延長線と垂直に交わる線との交点

オ 基線の延長線上、後面側の台浮子から後面へ300メートルの点

カ 点キを通り基線に平行する線と点エ及びオを通る線との交点

キ 突通しの沖側浮子から沖合へ100メートルの点

ク 点イ及びアを通る線と点カ及びキを通る線との交点